

女性活躍推進法に基づく
特定事業主行動計画
(後期計画)

令和 3 年 4 月
青森県鯨ヶ沢町

鱒ヶ沢町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（後期計画）

令和3年4月1日
鱒ヶ沢町長
鱒ヶ沢町議会議長
鱒ヶ沢町教育委員会
鱒ヶ沢町選挙管理委員会
鱒ヶ沢町代表監査委員
鱒ヶ沢町農業委員会

鱒ヶ沢町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第19条に基づき、鱒ヶ沢町、鱒ヶ沢町議会、鱒ヶ沢町教育委員会、鱒ヶ沢町選挙管理委員会、鱒ヶ沢町代表監査委員、鱒ヶ沢町農業委員会が策定する特定事業主計画である。

法は、令和8年3月31日までの時限立法となっており、本計画は前計画（計画期間：平成28年4月1日から令和3年3月31日までの5年間）に引き続く計画として策定する。

1. 計画期間

本計画の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

当町では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、本計画の策定・変更、本計画に基づく取り組みの実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等を行うこととしている。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第19条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、町長部局、町議会事務局、町教育委員会、町選挙管理委員会事務局、町監査委員事務局、町農業委員会事務局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事業について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

（1）採用職員に占める女性職員の割合の向上

令和7年度までに、採用者の女性割合を40%以上とする。

(2) 管理的地位への女性職員の登用

- ①令和7年度までに、管理的地位にある職員に占める女性割合を10%以上とする。
- ②令和7年度までに、係長級の女性職員の割合を30%以上とする。

(3) 育児休業等の取得促進

- ①令和7年度までに、育児休業を取得する女性職員の割合を100%とする。
- ②令和7年度までに、男性職員の育児休業取得率を10%以上とする。

4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組

3. で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

(1) に対する取組内容

女性が働きやすい職場環境の整備を図るとともに、これに関して求職者への広報活動に努める。

(2) に対する取組内容

- ①女性職員を多様なポストへの積極的な配置に努める。
- ②女性職員のみを対象とする研修や外部研修（市町村アカデミー等）への派遣を行う。
- ③女性職員を各役職段階における人材プールの確保を念頭に置いた人材育成を行う。

(3) に対する取組内容

出産を控えている女性職員及び配偶者が出産を控えている男性職員に対し、各種両立支援制度（育児休業、配偶者出産休暇、育児参加休暇等）の活用促進や助言を行う。

また、超過勤務の縮減、事務の簡素合理化の促進、時間外勤務縮減のための意識啓発等により、職業生活と家庭生活の両立を図る。